

鎌倉市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、すべての人が、お互いを尊重し合い、支え合い、多様性を認め、自らが望む形で社会との関りを持ち、生涯にわたって安心して自分らしく暮らすことのできる共生社会の実現を目指し、パートナーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、日常生活において、経済的又は物理的、かつ、精神的に相互に協力し合うことを約した2人の者の関係をいう。

(2) 宣誓 パートナーシップにある双方が、市長に対し、パートナーシップであることを誓うことをいう。

(宣誓の対象者)

第3条 宣誓することができる者は、次の各号に掲げる要件を満たしている者とする。

(1) 双方が民法第4条の定める成年に達していること。

(2) 住所について次のいずれかに該当すること。

ア 双方が市内に住所を有していること。

イ 一方が市内に住所を有し、かつ、他の一方が市内への転入を予定していること。

ウ 双方が市内への転入を予定していること。

(3) 双方に配偶者がいないこと及び宣誓をしようとする相手以外の者とのパートナーシップがないこと。

(4) 宣誓をしようとする者同士が近親者(直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族をいう。)でないこと。ただし、パートナーシップにある者が養子縁組をしている場合を除く。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓をしようとする者は、揃って市職員の面前においてパートナーシップ宣誓書(第1号様式)に自ら記入し、市長に提出するものとする。

2 宣誓書には、宣誓をしようとする両者の次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 住民票の写し

(2) 戸籍抄本その他、独身であることを確認できる書類

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 宣誓をしようとする両者は、宣誓する日時等について事前に市と調整するものとする。

4 宣誓書は、市長が指定する場所において受領するものとする。

5 当該パートナーの一方又は双方が宣誓書に自ら記入することができないときは、両者の立会いの下で他の者に代書させることができるものとする。

(本人確認)

第5条 市長は、宣誓をしようとする両者が、本人であることを確認するため、次の各号に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。

(1) 個人番号カード

(2) 旅券

(3) 運転免許証

(4) 前各号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証又は資格証明証等であって、本人の顔写真が貼付されたもの。

2 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる書類の提示をすることができない場合は、市長が適当と認める書類の提示を求めることにより、本人であることを確認することができる。

(受領証の交付)

第6条 市長は、第4条の規定により宣誓がなされた場合、提出のあった宣誓書、添付書類等を確認し、適切であると認められるときは、当該宣誓をした両者に対し、パートナーシップ宣誓書受領証(第2号様式。以下「受領証」という。)を交付するものとする。

(受領証の再交付)

第7条 前条の規定により受領証の交付を受けた者は、当該受領証の紛失、毀損等の事情により受領証の再交付を希望するときは、第11条の規定に基づき宣誓書が保存されている場合に限り、パートナーシップ宣誓書受領証再交付申請書(第3号様式)により申請することができる。

2 前項の申請があったときは、市長は受領証を再交付するものとする。

(受領証の返還)

第8条 受領証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ宣誓書受領証返還届(第4号様式)に交付を受けた受領証を添付し、市長に届け出なければならない。

(1) 双方の意思によりパートナーシップが解消されたとき。ただし、双方の意思によることのできない特別な事情がある場合は、この限りではない。

(2) 一方又は双方が市外に転出したとき。(一時的な場合及び双方が次条で規定する協定を締結している自治体で用いる場合を除く。)

(3) 第3条各号に掲げる要件に該当しなくなったとき、又は宣誓書を提出した時点において同条各号に掲げる要件に該当していなかったことが判明したとき。

(自治体間での相互利用)

第9条 受領証の交付を受けた者は、本市がパートナーシップ宣誓制度の相互利用に関する協定(以下「協定」という。)を締結している自治体へ転出する場合、「パートナーシップ宣誓書受領証継続使用届出書」(第5号様式)を提出したときは、継続して本市が交付した受領証を使用することができる。

2 本市と協定を締結している自治体から本市に転入した者で、当該自治体で継続使用の届出をした者は、当該自治体が交付した受領証等を本市において継続して使用することができる。

- 3 前項の規定により継続使用している受領証等の再交付については、第7条の規定を準用する。
- 4 第2項の規定により継続して受領証等を使用している者が第8条各号に該当したときは、同条の規定を準用する。

(通称名の使用)

第10条 宣誓をしようとする者は、性別違和等で市長が特に必要があると認める場合は、パートナーシップの宣誓における氏名について、戸籍上の氏名と併せて、通称名を用いることができる。

(宣誓書の保存)

第11条 市長は、宣誓書を30年間保存するものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、令和元年12月4日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則 (令和4年12月16日決裁)

この要綱は、決裁の日から施行する。